

2009年5月8日

各 位

オリックス株式会社
(コード番号：8591)

定款の一部変更に関するお知らせ

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：梁瀬 行雄）は、2009年5月8日開催の取締役会において、2009年6月23日開催予定の第46回定時株主総会に、下記のとおり、定款の変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加、移動、削除および表現の修正

当社および子会社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開、内容の多様化に対応するため、事業目的の変更を行います。

変更にかかる基本的な考え方は、当社および子会社の事業につきまして、ファイナンス関連、不動産関連、環境ビジネス関連、その他の順に並べ替え、プリンシパルインベストメント事業、企業再生事業、各種排出権取引等にかかる規定を追加するとともに、全般にわたり規定の移動および削除ならびに表現の修正を行って簡潔明瞭に記載するものです。

また、現行法令に基づく所要の変更も行います。

(変更案第2条関係)

(2) 「株券電子化」に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が、平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場株式は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行います。

また、変更にかかる経過的な措置を定める付則を設けます。

(変更案第6条、第8条、第9条、付則関係)

(3) 一部字句の整理

一部字句の整理を行います。

(変更案第2条、第19条関係)

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種動産のリース、賃貸借、売買(割賦売買含む)および保守管理</p> <p><u>(2) 不動産の賃貸借、売買、造成、開発および保守管理</u></p> <p><u>(3) 金銭の貸付け、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受けおよびその他金融業務</u></p> <p><u>(4) 有価証券の保有、運用、管理および売買</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(5) <u>商品投資販売業および商品投資顧問業</u></p> <p style="text-align: center;">【現行定款第23号より移動】</p> <p>(6) <u>証券仲介業</u></p> <p>(7) <u>信託契約代理業</u></p> <p>(8) <u>信託受益権販売業</u></p> <p>(9) <u>集金代行および企業の計算事務代行</u></p> <p style="text-align: center;">【現行定款第2号より移動】</p> <p style="text-align: center;">【現行定款第13号より移動】</p> <p style="text-align: center;">【現行定款第16号および第17号より移動】</p> <p>(10) <u>家具・インテリア製品・輸送用機械器具等の製造、加工、修理および販売</u></p> <p>(11) <u>水運、道路貨物運送および倉庫業</u></p> <p>(12) <u>貨物利用運送事業</u></p> <p style="text-align: center;">【現行定款第20号より移動】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【現行定款第21号より移動】</p> <p>(13) <u>建築工事・土木工事の請負、設計および監理</u></p> <p>(14) <u>著作権・工業所有権等の無体財産権の企画、開発、請負、賃貸借および販売</u></p> <p>(15) <u>情報サービス、電気通信、広告および出版業</u></p> <p>(16) <u>スポーツ・宿泊・医療・社会教育等の各施設の経営、飲食店の経営および旅行業</u></p> <p>(17) <u>文化事業・スポーツ等の興行</u></p> <p>(18) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(19) 【記載省略】</p> <p style="text-align: center;">【現行定款第11号および第12号より移動】</p> <p>(20) <u>一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬および処理に関する業務</u></p> <p>(21) <u>発電および電気の供給</u></p> <p>(22) 【記載省略】</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種動産のリース、賃貸借、売買(割賦売買含む)および保守管理</p> <p style="text-align: center;">【変更案第7号へ移動】</p> <p><u>(2) 貸金業、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受け、集金代行およびその他金融業務</u></p> <p><u>(3) 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理および売買ならびにその他の投資事業</u></p> <p><u>(4) 企業の合併、資本参加、業務提携、事業承継・再編等に関する助言、仲介および斡旋</u></p> <p>(5) <u>金融商品取引業、金融商品仲介業、銀行業、信託業、保険業、商品投資顧問業、信託契約代理業および債権管理回収業</u></p> <p><u>(6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【変更案第5号へ移動】</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【一部は変更案第2号へ移動、一部は削除】</p> <p><u>(7) 不動産の賃貸借、売買、造成、開発および保守管理ならびに倉庫業</u></p> <p><u>(8) 建築・土木、設備および内外装工事の請負、設計ならびに監理</u></p> <p><u>(9) スポーツ、宿泊、飲食、医療、福祉および研修教育等の各種施設の経営ならびにスポーツ等の興行</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【変更案第7号および第17号へ移動】</p> <p style="text-align: center;">【変更案第17号に包含】</p> <p><u>(10) 廃棄物処理業</u></p> <p><u>(11) 温室効果ガス、その他各種排出権の取引</u></p> <p><u>(12) 各種エネルギー資源および関連製品の供給</u></p> <p style="text-align: center;">【変更案第8号へ移動】</p> <p><u>(13) 無体財産権の企画、開発、請負、賃貸借および販売</u></p> <p><u>(14) 情報処理・提供サービスおよび電気通信事業</u></p> <p style="text-align: center;">【一部は変更案第9号へ移動、一部は削除】</p> <p style="text-align: center;">【一部は変更案第9号へ移動、一部は削除】</p> <p><u>(15) 労働者派遣事業および職業紹介業</u></p> <p>(16) 【現行どおり】</p> <p><u>(17) 運送業</u></p> <p style="text-align: center;">【変更案第10号へ移動】</p> <p style="text-align: center;">【変更案第12号へ移動】</p> <p>(18) 【現行どおり】</p>

(23) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務

(24) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務

(25) 銀行業、信託業、債権管理回収業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社によって、その事業活動を行うこと

(26) 【記載省略】

第6条（単元未満株式についての権利）

当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元株式数に満たない数の株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 』 【記載省略】
(4)

第8条（株主名簿管理人）

【記載省略】

2. 株主名簿管理人は、当社に代わって株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務を行い、当社においては当該事務を行わない。

第9条（株券の発行、株式等取扱規則）

当社は、株式に係る株券を発行する。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式等取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

3. 【記載省略】

第19条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。

2. 【記載省略】

付則

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の施行日をもって、第9条表題を「株式等取扱規則」へ変更し、同条第1項および第2項の規定は失効し、削除されるものとし、同条第3項は第1項に繰り上げられるものとする。この第9条の規定の変更の時をもって、本付則も失効し、削除されるものとする。

【変更案第6号へ移動】

【削除】

(19) 前各号に関する事業を営む子会社の株式を所有することにより、当該会社によってその事業活動を行うことおよび当該会社の事業活動を管理すること

(20) 【現行どおり】

第6条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 』 【現行どおり】
(4)

第8条（株主名簿管理人）

【現行どおり】

2. 株主名簿管理人は、当社に代わって株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務を行い、当社においては当該事務を行わない。

第9条（株式等取扱規則）

【削除】

【削除】

【第1項に繰り上げ】

第19条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。

2. 【現行どおり】

付則

1. 株主名簿管理人は、当社に代わって株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務を行い、当社においては当該事務を行わない。
2. 当社の株券喪失登録簿の取扱に関しては、法令または本定款のほか、株式等取扱規則による。
3. 付則第1項および第2項の規定は、平成22年1月5日の経過をもって、失効し、削除されるものとする。この付則第1項および第2項の規定の削除の時をもって、本付則も失効し、削除されるものとする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2009年6月23日

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
社長室広報担当 横井／社長室IR担当 矢崎
TEL : 03-5419-5102